



Title	竹富島の文化資産の形成
Author(s)	池ノ上, 真一
Description	第1章
Relation	地域社会による文化資産マネジメントとツーリズム : 沖縄県・竹富島の事例研究 = How Can Tourism Aid the Continuous Development of Communities? : The Case Study on Taketomi-Island
Citation	CATS 叢書, 6, 35-64
Issue Date	2012-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/49436
Rights	© 2012 池ノ上真一
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	departmental bulletin paper
File Information	CATS06_002.pdf



第1章 竹富島の文化資産の形成

1.1. はじめに

1.1.1. 本章の目的

竹富島の文化資産について論じるため、まずは文化資産に関連した世界の動きを整理する。その際に、本著にて捉えようとする地域の文化的な財産の概念に関するものが見られることから、文化資産に類似する用語である「文化遺産 (Cultural Heritage)」に関する議論を概観する。

まず、ユネスコの世界遺産条約を中心とした文化遺産保護において、一つの文脈を見ることが出来る。当初は保護する対象とされていた遺産は、ヨーロッパを中心とするヴェニス憲章に表現されているような歴史主義¹に基づくもので、歴史や宗教に関する遺跡や記念物的なものに対象が限定されていた。しかし近年では、その対象が都市や集落、文化的景観など、地域住民の生活と関わりの深い「生きている (living)」ものを多く含むようになってきている (渡邊明義・他4名 1995)。また「口承及び無形遺産」を評価し保護しようという動きも見られる。こうした世界文化遺産条約を中心とする近年の取り組みは、文化の多様性はもとより、無形遺産を含む地域の総体を文化遺産として認めようとする動きを示し、さらには、ツーリズムと結びついた保護活動の社会・経済への貢献が評価されてきたことを示す結果と言える (石澤良昭 1995)。また、ユネスコの奈良ドキュメント²に見られるように、これらは文化遺産概念の拡大やオーセンティシティ³の評価項目の見直しにつながっていると見ることができよう。

一方で国内では、文化財保護法が国家および地方行政レベルでの文化遺産マネジメントの柱となっている。しかしこうした概念の広がりや近年の急激な社会状況の変化に柔軟に対応できるシステムを備えているとは言い難い (文化庁文化財部伝統文化課 2002)。未指定文化財の保護やそれらの活用をマネジメントするには、文化財保護行政の枠を越えた都市計画やまちづくりのなかでの取り組みが今後必要になると考える。

また、本論において研究事例地とする竹富島では、これまでに集落景観や伝統工芸が文化財保護法により、海を含む島の自然が自然保護法によって評価され護られてきたこと、さらにそれらの動きと連動して観光地として注目され続けてきた経験から、自らの地域がもつ自然や文化を誇るべき「自然・文化遺産」として認識するようになり、それを地域住民が主体的にまもり生かしているとする活動が展開されている。特に近年では、全国竹富島文化協会や特定非営利活動法人たきどうん（以下、「NPOたきどうん」とする）といった団体により、地域の文化資産への気づきとそのマネジメントを課題とした取り組みが行われている。

以上の背景から、本章では筆者自身が竹富島における活動に関与した中で取り組んできた文化資産の明確化について、学術的に説明することを目的とする。

1.1.2. 分析の方法

本論では、有形、無形を問わず地域総体を文化資産として説明したいと考えるが、それを完全に説明し尽くすことのできるフレームを提示するのは困難である。そこで、竹富島の空間や社会に無数に存在する文化資産を構成する要素をランダムに抽出するとともに、それらを形成する背景あるいは根拠となった事象を拾い上げ、個々の文化資産を構成する要素と関連づけて説明することで文化資産の全体像およびそれによって創り上げられる地域総体としての文化資産を説明することを試みた。

具体的には、まず地域に関する文化財リスト等の公式資料および既往文献、地元ヒアリングにより、竹富島の歴史や民俗あるいは文化財等に関する事項を抽出した。次に、比較的外発的な社会変化の少なかった竹富島においては、文化資産形成の背景および根拠となる事象として、大きく「自然環境」、「歴史」、「信仰と持続的居住の知恵」の3つを仮説的に設定することができると考え、これらを用いて文化資産の説明を試みた。それらと抽出した個々の文化資産との関係を、前記の4期の時代区分を用いつつ考察するとともに、それら文化資産の現在の管理状況を、現地踏査および地元関係者等へのヒアリングによって分析し、今後の竹富島における文化資産を継承するにあたっての課題を整理した。

1.2. 竹富島の社会変革の歴史

本論では、竹富島における文化資産の形成過程を、地域社会の「主体」と「システム」の変化について焦点をあてることで、次の4つの時代区分で捉えることとした。

1.2.1. 第Ⅰ期 集落発生期（12世紀後半～16世紀初頭）

まず竹富島の社会変革の第Ⅰ期としては、12世紀後半～16世紀初頭の集落発生期と捉えられる。現在のような竹富島の集落形成は、伝説や遺跡、既往文献（亀井秀一 1990）、（国立歴史民俗博物館編 1999）から11世紀ごろの移住から始まったと推測される。

当時の「主体」としては、沖縄本島、奄美大島、徳之島から移住してきたと口承される氏族集団が6つ存在していたとされている。それらは現在の地域住民につながる祖先とされており、その集団単位は祖先信仰にもとづくヤマニンジュ（神役組織）として、現在の竹富島の地域社会を捉えることのできるひとつの枠組みとして継承されている。

当時の生活スタイルは、移住当初は海での漁労や森林・湿地等での狩猟、海産物等の採集を中心として生計を成り立たせる生活から、雑穀や蔬菜の畑作を中心とした農耕により生計を成り立たせる生活へと移行していったと考えられる。またこの頃に、遺跡での地域外で製造された物品の出土品や和冠伝説などの存在から、季節風や黒潮を利用した外部地域との交易があったことも推定される。6つの氏族集団の移住当初は、海岸近辺に造られた集落は、島の内陸部の各所、特に崖上中心で真水の採集可能な地域へと移動しており、快適な生活空間の確保が行われたであろうという推定と同時に、集落間の紛争の存在も読み取ることができる。そして集落の空間構成は、大きな屋敷地を中心に小さな屋敷地がクラスター状に配置されているという特徴が見られ、現在の集落空間と比べて集落内でのヒエラルキーの存在を読み取ることができる。以上から、6つの氏族集団それぞれが紛争、共同といった影響しあいながら竹富島の地域社会

を形成、既往の研究成果では明確ではないが相応の社会運営の「システム」があったことは想像できる。

1.2.2. 第Ⅱ期 琉球王府統治期（16世紀中頃～19世紀後半）

第Ⅱ期として社会変革が確認出来るのは、16世紀中頃～19世紀後半の琉球王府統治期と捉えられる。第Ⅰ期に氏族集団ごとに形成された集落は、16世紀頃には島の中央部に統合、波佐間集落のアイノタ（東支会）とインノタ（西支会）、およびナージ（仲筋支会）という現在の3つの集落が形成している。その統合の理由は、この頃から始まった琉球王府による八重山統治との関係や、水や食料の確保といったことなどが推測されているが、現在までの既往研究成果では、はっきりとは解明していない。いずれにせよ、第Ⅰ期の地域社会の主体であった氏族集団が、琉球王府による封建的な統治のもとに、社会的、空間的に統合をくり返しながら、現在の竹富島の地域社会の原型となる「主体」が形成された時期と言える。

琉球王府統治の当初は、統治拠点としての蔵元が竹富島の南西海岸に設置され、人頭税や差別的規制が行われた。一方、この統治下において統治側である琉球士族との格差以外は、地域社会内では明確な身分差はなく、また極端な貧富の差もなかったことから、集落の街路構成が井然型となったとされている（竹富町教育委員会 2000）。またこの時期に耕作物の収穫率を上げるための新たな農地の整備や税としての染織技術が向上、洗練が見られる。第Ⅰ期と比べ、統治システム、経済システムといった社会運営の「システム」が、琉球王府統治の影響を大きく受けて変革した時期であると言える。また、現代捉えることができる竹富島の文化資産の基盤が築かれた時期と言える。

1.2.3. 第Ⅲ期 伝統の成熟期（20世紀初頭～1970世紀初頭）

第Ⅲ期として社会変革が確認できるのは、20世紀初頭～1970年代初頭の伝統の成熟期と捉えられる。現在の集落空間構成の原型が完成した第Ⅱ期以降に見られる大きな社会変革としては、1879年の琉球処分、1892年の大川尋常小学校竹富分教所設置⁴以降に起きている。この時期以降では、琉球王府発布の屋敷家屋制限令撤廃、廃藩置県による近代行政の開始としての沖縄県設置などにより、ヒト・モノ・カネが従来と比べて比較的自由に流通することとなり、竹富島へは赤瓦の流入や建築の形式技法のヤマト化が進展し、大正末期から昭和前期にかけて竹富島の民家としての形式技法を完成（竹富町教育委員会2000）が見られる。またこのような近世の旧制度からの解放は、種子取祭の芸能性を向上させる（全国竹富島文化協会編 1998）など住民の自由な意志と活動によって伝統性が継承され高められることとなった。また明治新政府による旧慣温存の政策により、日本本土や沖縄本島に比べ近代化が明らかに遅れた竹富島では、昭和30（1955）年頃までは伝統的な生活スタイルが続き、文化資産の形成が進んでいたと考えられる。

地域社会の「主体」は、寄留民などの地域外部からの移住者も見られるが、構成する住民そのものは大きくは変わらず継承される。しかし琉球王府に代わった沖縄県のもと、とくに大正期には近代教育を経た上間廣起を中心とする住民らによって、現在の竹富公民館の原型となる同志会を結成し、従来の長老制から民主的に意志決定を行う社会運営の「システム」への展開が見られる。また、島での民芸運動や町並み保存運動が始まる前夜の1970年代初頭までは、むしろ過疎化が一方向的に進展した時期と見なすことができる。

1.2.4. 第Ⅳ期 価値の顕在化期（本土復帰前後～現在）

第Ⅳ期として社会変革が確認できるのは、本土復帰前後～現在の価値の顕在化期と捉えられる。過疎化が激しくなる一方で、島民が島の有する文化資産の価値に気づきはじめ、民芸の継承や町並みの保存に取り組んだ時期を指す。住民による日常の保全活動や文化財保護法に基づいた伝統的建造物群（以下、「伝建」とする）保存事業が進む中で、自動車利用などの近代的な生活への指向が高まり、伝統性を継承しつつ時代に対応した試行錯誤がなされている。ここでは失いかけていた文化財としての文化資産の意識的な復興や継承、あるいは伝統工法を再解釈した新築修景家屋や新たな工芸品の開発など、文化資産の再創造の試みも起きている。

地域社会の「主体」については、過疎化の進行があるとともに、近年では観光関連業や畜産養殖業への就業を目的に、進学や就業で地域外部へ転出していた住民のUターンや、新たな移住者の加入が見られるが、第Ⅲ期と比べ大きな変化は認められない。また、地域社会運営の「システム」を司る竹富公民館は、過疎化に対応して、運営人数や運営経費の合理化が進められ、文化資産の管理、運営者としての役割を明確にしている。一方で、経済面における「システム」としては、第Ⅲ期までの農耕を中心とした「システム」から、観光関連業や畜産養殖業を中心とした「システム」への大幅な移行が見られ、そのため民法に則った民間企業が主に個人単位で設立され、文化資産を含めた地域資源と活用しながら個別に生計を成り立たせる仕組みが基本となっている。

1.3. 地域が生み出した文化資産

1.3.1. 歴史的事象を根拠とする文化資産

前述のように、現集落の空間構成の原型は第Ⅱ期において形成されたが、第Ⅰ期中世集落は、第Ⅱ期に形成された集落すなわち現集落に組み込まれたと考えられるもの（玻座間村、仲筋村、玻利若村：推定）を除いて、現在はそのすべての集落跡（西・東新里村遺跡、花城村遺跡、久間原村跡、幸本村跡に関わりがあるとみられるフージャヌクミ遺跡）が島の各所の森や藪の中に、人目にさらされず放置されたまま風化の一途をたどっている（図1-1参照）。また、それぞれの古集落を成り立たせていたハナツクンガー（花城井戸）、ナージカー（仲筋井戸）、コントウカー（幸本井戸）といった古井戸等とともに、これら潜在化している集落跡は、竹富島に連綿とした居住の歴史があることを示している非常に貴重な文化資産である。またオン（御嶽）は、現在において所在が確認されているものだけでも28カ所あるが、その内のムーヤマ（六山）と呼ばれる主要な6つのオン（ウーリャオン：玻座間御嶽、ナージオン：仲筋御嶽、コントウオン：小波本御嶽、クマーラオン：久間原御嶽、ハナツクオン：花城御嶽、バイヤーオン：波利若御嶽）は、第Ⅰ期の集落跡に近接しており、その所在を示す歴史的資料となっているとともに、現在もそれぞれのオンピ（氏子）によって形成されるヤマニンジュ（神役組織）を中心に子孫によって先祖信仰の対象としても祀られている。その他の西糖御嶽⁵や皆治御嶽⁶といった御嶽や拝所も竹富島が経験した歴史的に重要な場所や人、出来事の象徴的な存在として祀られている。

これらと一体となって継承されている無形の文化資産としては、黎明期から現在まで比較的安定した居住環境であったことから島独自のテドゥンムニ（竹富島言葉）、祖先崇拝の神役を司る組織であるヤマニンジュの制度、また集落形成の歴史や偉人の功績などの伝説、近代化といった社会変革の歴史の中で培われた住民の気質を挙げるができる。その成立の背景としては、特に第Ⅰ期から第Ⅱ期初頭において、日本や沖縄といった地域単位からみると辺境といえる地理的条件にありながらも、八重山地域の主島としての石垣島に近接

しており、黒潮やミーニシ（新北風）、カーチバイ（夏至南風）をはじめとした季節風といった移動を助ける自然条件を背景に、当時の航海術や造船技術においても船の着けやすい遠浅の海といった環境条件を利した貿易拠点であったことが重要であったと推察できる。

以上から、文化資産として捉えることのできるのは、島の偉人西糖の言葉として口承される「打組勝賢（かしくさや うつぐみどうまさる）⁷」といった処世術の教訓、沖縄を代表する民謡にもなった安里屋クヤマの伝説（上勢頭亨 1976）などであり、これらは証明困難ながらも、一般的に言われている現在の島民の進取性やホスピタリティの高さ、教育への熱心さ、自立性の高さなどを支える精神的支柱になっていると考えられる。

1.3.2. 自然環境との関わりから生み出された文化資産

竹富島に住む人々は、亜熱帯モンスーン気候に位置する隆起サンゴ礁という自然環境の中で、数百年間にわたり持続的居住を可能とするための様々な試行錯誤を繰り返してきた。その一つの結果として、第Ⅱ期に形成されたような、台風、塩害、潮害を防止するための防潮・防砂林を島の周囲に巡らせ、塩気の少ない地下水を確保しやすい島の中心部に集落を配置し、集落周辺は耕作地という同心円状の土地利用に行き着いたと考えられる。この空間構造は、「竹富町歴史的景観形成地区保存条例」に基づいて策定された「竹富町歴史的景観形成地区保存計画（竹富町教育委員会 1987）」に明記され、その保存および保全が担保されている（図1-1参照）。同計画では、景観保全の対象として集落を取り囲む島全体およびその外周のサンゴ礁の海面までを捉え、「竹富島は面積5.41平方km、外周9km程の平坦で楕円形の小さな島である。島のすがたは、中心部にまとまって位置している三つの集落（東集落、西集落、仲筋集落）を、樹林地・農地、保安林、砂浜、イノー、ピー（リーフ）が順序よく同心円状に取り囲み、その外側に外海が広がるかたちの、極めて特徴的な空間構造をみせている」と説明している。

一方、温暖で湿潤な気候は、豊かな海産物や熱帯果実を育み、水に恵まれず生産性の低い島における持続的居住を助けた。また外来からの多種の草花の育成を可能にし、美しい集落景観を演出している。熱帯や亜熱帯地域の芋麻やイトバショウなどの繊維植物、藍やフクギなどの染料植物も栽培できたことから織物技術なども発展した。水はけのよい地質はマラリア等の疾病を抑制するのに役立った。また土中から容易に採取可能なサンゴ石灰岩は、多孔質で吸水性に優れることから屋敷の垣や家屋の塀、基礎石などに多用され、特徴ある景観を構成する重要な要素となった。

集落レベルでの自然環境を克服する知恵としては、各屋敷に降り込むスコールによる大水を素早く前面道路へ、さらには集落外に流し出し、アブと呼ばれる地下鍾乳洞に浸透排水させるシステム（堤信一郎、西山徳明 1998）が構築された。植物の繁茂が激しく容易に藪化する気候条件下で、通行を確保し蚊や

ハブの害を防ぐために、集落内の道には海岸から運ばれたサンゴ白砂が敷き詰められるようになった。

屋敷レベルでは、台風に耐えるため四周を肉厚なサンゴ石灰岩を用いた石垣で囲み、防風林を屋敷内の北と東に配した。基本的に南に一つだけの小さな開口部にも、数メートル控えたヒンプンを設け、風を防ぐ構造になっている。伝統的な家屋は軒の低い草葺きまたは赤瓦葺きでつくるが、内部は暑さと湿気を逃がす風通しのよい空間構造となっている。竹富島の住民が台風にも完全に耐えることのできる構造の家屋を造るようになるのはⅢ期の明治以降であり、そのためには米をつくるのと同様、梁柱材を西表島のソマヤマ（杣山）⁸に求めなければならなかった。明治期に始まったと推測される山番や潮乾と呼ばれるユイによる建材確保の慣習（高口愛、西山徳明 2000）は、昭和30年頃まで続いたことが確認されている。

また水の確保や安全衛生の管理など、生活必需品に関して培われた仕組みや知恵がある。島には川がなく大半の地下水にも塩分が含まれるため、屋根に降る雨を集めてタンクに貯め、飲用水を確保する屋敷単位での雨水利用の仕組みが確立された。これと掘井戸や降井戸を併用することで最小限の生活用水と耕作用水が調達されていた。1976年に石垣島から水道水の海底送水が行われるようになってからは、どの井戸も農業用水以外としては使われないようになり、蓋がされた。また屋敷内の大きなコンクリート製の貯水タンクも放置されたままとなっている。

以上のように自然環境を克服し、また利用する中から生まれた神事やそれを支える神役制度といった畏怖の念に基づく自然崇拜の慣習が口承されている。また日本本土や沖縄本島との交流によって起こった東方からの文化の伝播を尊重するニライカナイ信仰として「ユンカイ（世迎え）（上勢頭亨 1976）」のような慣習が見られる。またこれらの信仰を継承するため根ウスイ御嶽⁹やニーラン¹⁰といった記念碑的な御嶽や拝所が祀られている。

1.3.3. 持続的居住の知恵から生み出された文化資産

竹富島においては11世紀頃から居住が始まって以来、大きな外敵の侵入や戦争等の災禍がなく、自然災害や人頭税の搾取に関しても、不思議なことに周辺離島と比して穏やかであったとされる。そうした環境下の地域社会において、持続的居住を実現するには、適度な地域外部からの刺激を受け入れつつも、基本的には島内勢力の社会的な均衡や安定を図り、限りある資源の下でいかに自給自足の生活を実現させるかに地域住民の多くの知恵と努力が割かれ、そうした取り組みが以下のような様々な文化資産を今日に伝えていると言える。

(1) コミュニティ維持の知恵

耕作による収穫率の低い狭小な土地であるにもかかわらず、6つの氏族集団のそれぞれに独立した集落から、現在につながる竹富島の地域社会の歴史は始まった。したがって当初から互いの共存のための合理的な協調システムが必要であったと思われる。これらに関わる文化資産としては、自然崇拜や祖先信仰を共通の意識とする祭事や神役制度、祝詞といった信仰に関連した社会的なシステムと、それらを支える信仰の空間や祭礼道具があり、これらは姿を変えつつ今日まで継承されている。

現在、島の自治組織および行政の末端組織として機能している「竹富公民館」は、それまでの長老支配体制に代わる共同体の民主的運営を目指して大正6年（Ⅲ期）に創設された「同志会」を起源とする歴史を持つ。その後「部落会」の名称を経て戦後に「公民館」と名を変え今日に至るが、島民抛出の独自の予算を執行して島の重要な祭事・行事を司ることで、コミュニティ維持の要として機能している。

祭事の代表的なものに、農耕儀礼から派生した「タナドゥイ（種子取祭）」があり、その奉納芸能は国指定重要無形民俗文化財として保護されている。年に一度のこの大祭は、伝統的な儀式や神への芸能奉納を通じて竹富島の地域社会の一体性の確立を支えている。同時に、現在では島を離れている出身者やその子孫が祭事へ参加することで、竹富島の地域社会との関係を維持する役割も

果たしている。この儀式や芸能は娯楽性という側面でも特にⅢ期以降に発展しており、観賞性の高いキョンギン（狂言）も演じられている。

またかつては、一世帯では手に余る家屋の建設や耕作などに、金銭を介さず相互に労力提供し合う「ユイ」の慣習がコミュニティ維持に重要であった。現在、ユイは行われなくなったが、その根底を支えてきた「ウツグミ（打組）」と呼ばれる竹富島固有の互酬の精神は、地域住民の生活信条として口承されている。

(2) 耕作・漁に関する知恵

生業を合理的に行うため、農地や漁労域の管理のための装置や保全の慣習、儀礼、互酬のシステムが生み出された。サンゴ礁の岩盤上に薄く堆積する貴重な腐植土を風や波から保護するため、農地は防潮・防砂林によって海から隔てられ、個々の畑作地はアジラ（畦）と呼ばれる低い石垣によって細かく画された。かつては種蒔き等の農作業を、暦ばかりでなく星見石と呼ばれる器具を使用した天体観測を頼りに行っていたという。また、島内では水田耕作ができなため、人頭税として納める米は、クリブネやマツフニ（松舟）と呼ばれるくりぬき舟やサバニ¹¹で西表島に渡って耕作した。

漁労域の管理としては、海の畑とも言われるピーの内側の漁場に各戸に伝わる漁場があり、一部は今日まで継承されている。また伝統的な漁法としてインガキ（海垣）、ンゾートリ（蛸採り）、イザリ（漁火）、投網、刺網等が継承されている。

各戸の屋敷では、豚の飼育と人の排泄物処理を合理的に組み合わせたオーシと呼ばれる豚便所が各屋敷の裏手（北西側）につくられていた。そして農業や畜産業などの伝説に関連した御嶽としてシューラムイ御嶽¹²やアールマイ御嶽¹³が祀られ、人々の精神の拠り所として信仰の対象とされるのと同時に、培われた知恵や経験を伝承する媒体にもなっていた。

(3) 日常生活に関する知恵

多くの離島や地域がそうであったように竹富島にも、昔から日常生活をより合理的かつ快適に過ごすための多くの知恵や慣習があり、その多くが今日まで継承されている。具体的には、島民の手で居住空間を常に維持していくための茅屋根葺きや石垣積みの技術、年2回の春季と秋季とに公民館が指導して行われる集落規模の大掃除と清掃検査と呼ぶ衛生管理の取り組みがある。屋根葺き（主に草葺きの場合）や石垣積みについては、貨幣経済がすすんだ近年になって金銭を介すケースが主流となったが、もともとは互酬制により合理的な生活を可能にするための知恵として集落規模で行われてきた仕組みである。他にも日々、早朝や夕刻に行われている住民個々による前面道路や屋敷周りの清掃の慣習があり、これらは過疎化の中で衰退してきていたものが、Ⅳ期になって再興してきた貴重な無形の資産例である。

八重山ミンサーや八重山上布などの織物技術は、外部地域から伝来した織物技術であるが、独特な自然環境を背景とした生活の中で工夫が施され、さらに人頭税¹⁴として納められる中で、竹富島もしくは八重山独自の発展を見せている文化資産である。前述したテードゥンムニと呼ばれる竹富島の方言も、島嶼という特殊な環境の中で時間を経て培われた文化資産である。また島内での自給自足的な食生活の中で伝統的に培われた、五穀や芋類、薬草、ヤギなどを用いた料理がある。Ⅲ期末には石垣島との物流が開け、食材が広く流通し始めたため日常の食事は変容したが、祭事行事の際にはこうした島固有の料理が継承、再現されている。

1.4. 文化資産の継承に関する課題

以上のように多様な要素によって構成される竹富島の文化資産であるが、前述したように現在の管理状況は文化資産ごとに様々である。これらを保護、利用、再創造、継承を目的としたマネジメントをしていく上での課題を考察するために、図1-2のようなダイアグラムによる理解を試みた。

西洋文明化ともいえる近代化にさらされず文化資産の形成や維持が続いたⅢ期までは、島民の生活のための要素（＝生活要素）を含む島全体のほぼすべての環境とその構成要素が、本研究における文化資産であると見なすことができる。Ⅳ期に入って近代化が急速に進む中で、島内にも竹富島の文化資産と価値づけることが困難な、自動車や電化製品などに代表される近代的な生活要素が入ってくるようになる。しかし図1-2からも分かるように、現在に至っても島民の生活要素としての役割を果たし続けている文化資産が非常に多いのが竹富島の特徴である。また一方では、Ⅰ～Ⅲ期に形成された文化資産の中で、集落遺跡のように、現在の島民の生活との関係を失ってしまった文化資産も多く見られる。さらにこうした両文化資産の中でも、文化財的価値や自然的価値が既に評価され、何らかの法制度の保護対象となっている文化資産も見られる。

文化資産マネジメントの上で最も問題となるのは、「生活に関係しない文化資産」のうち、法制度で護られていないものの保護である。ここに属する文化資産は、ツーリズム資源としての価値が顕在化していない限り、島民からも忘れ去られ消失や崩壊等の危険にさらされている。ツーリズム資源として活用されているものも、制度的保護がなければ、乱用による変質や破壊が起きる可能性が高い。特に竹富島の場合は、島での持続的な居住を物的に証明する集落跡などがこうした危険にさらされている状況にある。伝建地区だけでなく、この非常に希少な島の居住史そのものをツーリズム資源として、いかに活用するかは重要な課題である。

「生活に関係する文化資産」にも、いくつかの問題を指摘できる。ひとつは、法制度によって保護されていないものについては、文化資産としての価値付けも不明確であるため、日常の生活の中で勝手な解釈が施されて、オーセン

ティシティが損なわれ変質する可能性があることである。これに対しては、本研究で試みたように、文化資産をリスト化し、それらを生み出した背景や根拠との関係を島民に示すことが有効である。さらにその内容を、小中学校等における環境学習や観光客への説明等に活用することで、個々の文化資産の意味を周知させ、大切な文化資産に対する姿勢を植え付けることが重要であろう。今ひとつの問題は、伝統芸能や祭事、行事のような無形の文化資産についてである。これらは地域コミュニティそのものの活力とともに維持、継承されるものであるため、文化資産そのものを保護しようとするれば、それを支えるコミュニティの活性化や発展が必要となる。これについても、ツーリズムによるインパクトを、直接的または間接的に利用する手法や仕組みの開発が課題となる。

「法制度で保護されている文化資産」にも問題は多い。従来 of 伝建制度や景観保全条例では、地域の文化資産を十分に保護できていない部分がある¹⁵。これについても、保護制度のあり方を問う前に、まずは資産の保護状況に関するモニタリングを、文化資産マネジメントのプログラムの中にしっかり位置づけることが課題となろう。

こうしたマネジメントを進める上でもう一つ重要になるのが、それぞれの文化資産の管理主体の明確化である。竹富島におけるこれら主体には、大きく「地縁団体法人竹富公民館」「民間（個人・氏子組織・民間企業等）」「行政（国・県・町）」が考えられるが、こうした管理主体が不明な文化資産も多い（表1-1参照）。ツーリズムインパクトを有効に活用したマネジメントを考えていく上では、こうした三者以外の公益的な立場をもつ法人組織が有効であると考え、現在竹富島では、文化遺産マネジメントを目的としたNPOが立ち上がり、活動を展開しているところである。そこでこれらが構成する地域社会と文化資産との関係については、次章で考察する。

1.5. 文化資産の活用と再創造へ向けて

冒頭に述べたような文化資産を取り巻く状況に鑑み、本著では竹富島における文化遺産形成期をⅠ～Ⅳ期に分けて捉え、文化資産を生み出す背景や根拠となった自然環境や歴史、持続的居住を可能にする知恵と文化資産との因果関係を示すことで、一事例についてはあるが、無形の文化資産を含む地域総体を文化資産として説明し、文化資産の管理という視点において、それらのマネジメント上の課題を明らかにすることができたと考える。

なお本章で抽出、整理した文化資産群のなかには、竹富島以外では見られないユニークな文化資産と、周辺離島や沖縄地方あるいは日本の一般的な農村や離島においても見られるような普遍的な文化資産とが混在している。ここでは、それらの希少性にはとらわれず、竹富島の自然や歴史、民俗を物語る上で欠くことのできない様々な要素を、できる限りその物語に沿って漏れの無いように抽出したつもりである。それはそうしたあらゆる要素を総合的に駆使して初めて語られる竹富島全体の姿こそが、まさに「文化資産」であると考えからである。優れたもの、稀少なものだけを取り上げて保存、保全する従来の少数優品保護思想を超え、地域総体を文化資産としてマネジメントすることができれば、それが理想であると考え。その第一歩として、本章では地域の文化資産のリスト化を試みた。

しかし注意しなければならないのは、こうしたリスト化の作業の裏には常に、リストに載らなかった要素が価値のないものと見なされて捨象される危険性がつきまとうことである。本研究においてもできる限りそうした遺漏がないように、度重なる住民へのヒアリングによるリストの検証を行った。もし今後こうした文化資産リストに価値が見出され、それらの保存や整備等の事業が展開していくことがあるとすれば、それら作業に裂く努力と同じだけの力を裂いて、常にリストの見直しを住民とともに定期的に行っていく必要があるだろう。

ゆえに、地域社会において文化資産の活用と創造のための仕組みを、生活の中に戦略的に再構築することが重要である。文化資産のリスト化による価値の

顕在化を、地域住民の参画のもとで行い、またその保護、継承と活用との重要性について啓発を行うことが、前述の遺漏を防ぐための方策であると言える。そのためには、新たに地域生活と次元の違った特別な仕組みを構築するのではなく、地域住民の生活の質を向上させるための取り組みとして、現在の地域社会のシステムを再構築することが課題である。次章において、これら課題を克服しつつ、地域社会が文化資産の価値を維持、継承あるいは高めることのできるようなツーリズムの活用方法を示すことで、「生きている」文化資産のマネジメント手法の開発に寄与できると考える。



図1-1 竹富島の文化資産（一部）の分布

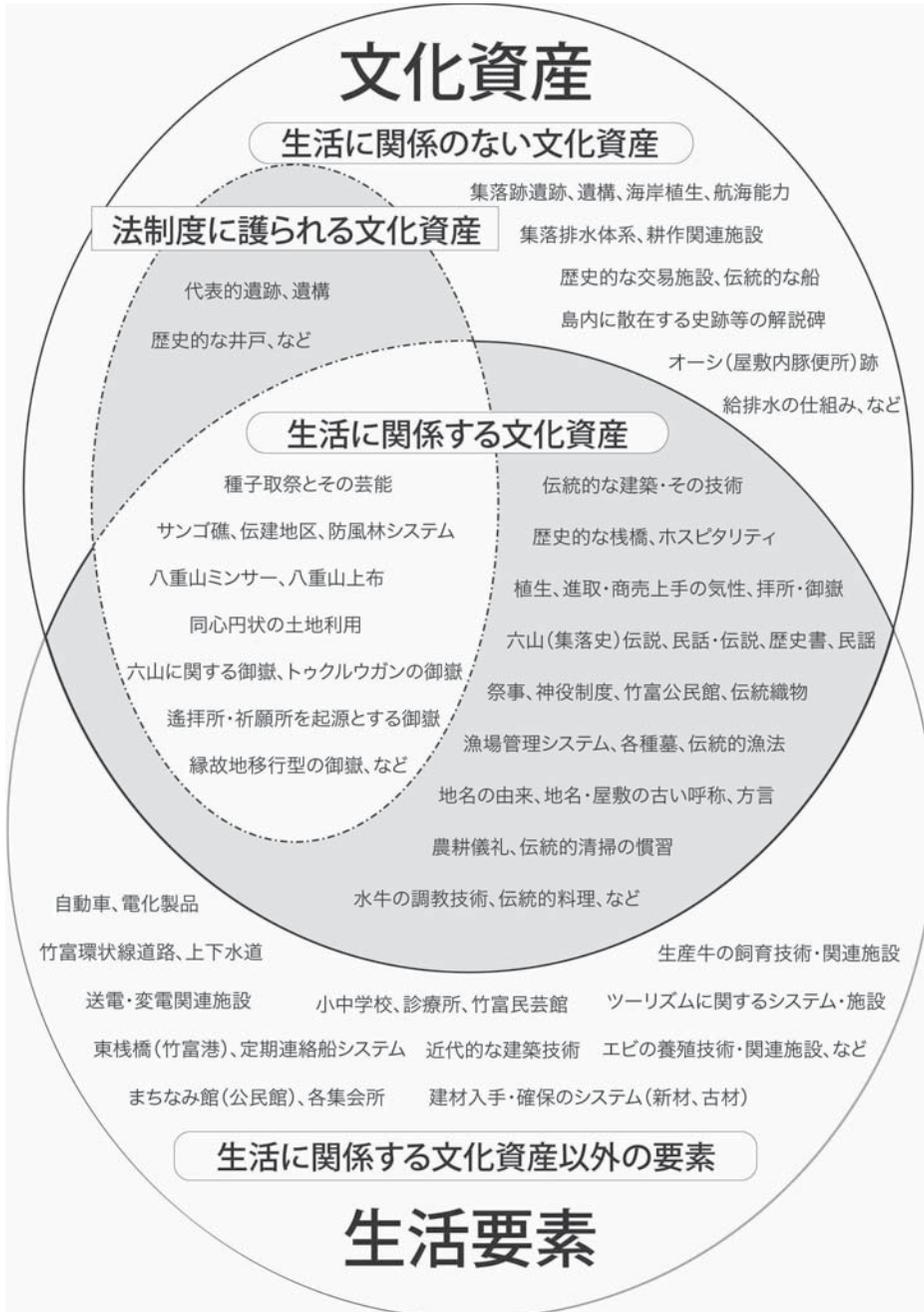


図1-2 竹富島の文化資産と島民の生活要素および法制度による保護の関係



写真1-1 浅瀬のサンゴ礁で今も行われる漁労



写真1-2 広がる畑の向こうに見えるムーヤマ伝説が伝わるオン（御嶽）



写真1-3 西新里村跡遺跡に見ることができるグック（石垣）の跡

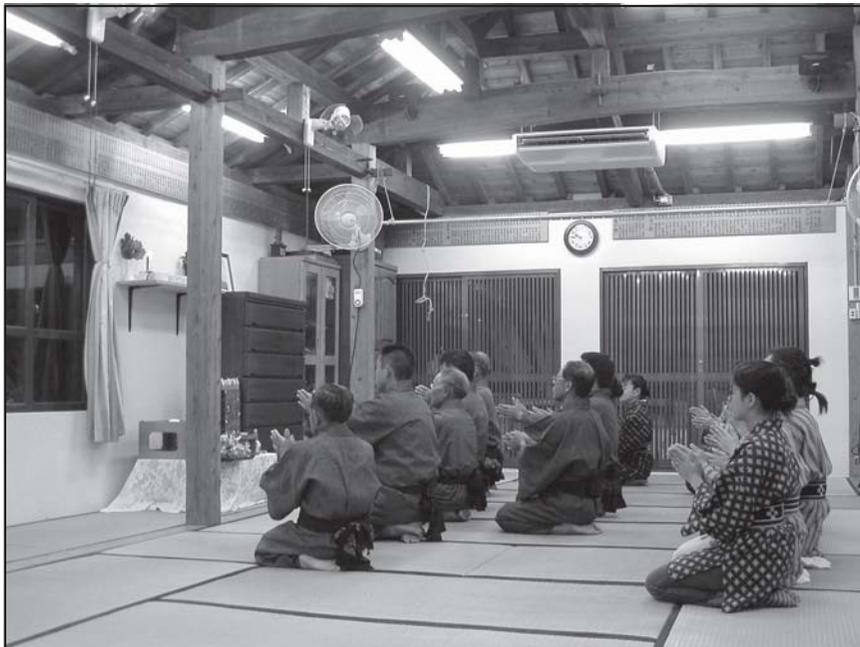


写真1-4 ナージ（仲筋集落）のトゥルッキ：種子取祭の一環



写真1-5 テードウンムニ（竹富島言葉）大会の様子



写真1-6 蔵元跡



写真1-7 竹富島のムーヤマの神司



写真1-8 屋敷を利用した赤瓦のストックヤードと瓦チェック



写真1-9 種子取祭の奉納芸能と観客席の様子



写真1-10 祭りに出される伝統料理

(脚注)

- 1 渡邊明義・他4名 1995 p.10
- 2 オーセンティシティに関する奈良ドキュメント (Nara Document on Authenticity)。1994 年11 月に開催された世界文化遺産奈良コンファレンスは、世界遺産条約におけるオーセンティシティに関する専門家による国際討論の場として、日本国政府によって主催された。その結論として採択され、1994 年12 月のタイでの第18 回世界遺産委員会に提出された。(渡邊明義・他4名 1995)
- 3 authenticity (真実性)。世界文化遺産においては、認定するための六項目の価値基準のうち一つ以上に該当することと、さらに材料 (material)、デザイン (design)、技術 (workmanship)、環境 (setting) といった四つの側面においてオーセンティシティを測ることが求められている。渡邊によると、オーセンティシティの概念は「ヨーロッパにおいて (文化遺産の) 保存問題から成長した」もので、存在論的に理解されているとされている。またオーセンティシティの継承は「文化遺産あるいは文化財の価値は一般的には歴史的、相対的に認識されるが、その歴史的、相対的価値論の揺らぎを防ぐ意味がある」としている。(渡邊明義・他4名 1995 pp.4-9)
- 4 「士族や役人以外の一般農民の子弟にも教育を受ける機会が到来した」ことにより、当学校で教育を受けた上間広起らが竹富同志会を結成するなど、近代的な指導者を多く育成することになる。(全国竹富島文化協会ホームページ内「西里喜行著 歴史と昔話 島のうつりかわり」 <http://www.napcoti.com/history/uturikawari.htm>)
- 5 島の偉人である西糖を葬った墓が御嶽となったもの。(牧野清 1990)
- 6 蔵元を創設した際に、その前方に建てられた鉄製農具制作のための鍛冶屋が建てられた。その鍛冶守護の御嶽として、その構内に祀られ、西糖によって拝み始められた。(牧野清 1990)
- 7 「賢いことはみなで力をあわせることである」の意。(上勢頭亨 1976 p.280)
- 8 琉球王府時代、元文4 年 (1739) に杣山制度が施行され、西表島を13 分割し、それを竹富島 (当時は竹富村) を含む13村のそれぞれの所有とし、材木薪炭稼用として利用していた。(竹富町誌編集委員会 1974 p.26)

- 9 ニーラン神が一休みをした場所に建てられた御嶽。（牧野清 1990）
- 10 八重山全体に配るための種々の種子物を積み込んだニーラン神の舟が、竹富島の西海岸に到着した時のイビ石。ユンカイの際の舞台にもなる。（牧野清 1990）
- 11 琉球列島において漁業従事者に古くから使われていた漁船の名称である。
- 12 胡麻争議（ゴマムンドー）の際に役人との争議に勝てるように祈願した森を、村の代表者たちがシューラムイと命名した。シューラムイとは、強化の森という意味で島の宝である子孫を繁栄させなければ島の栄えがないということから名付けられた。（牧野清 1990）
- 13 昔、アールマイの神、パームイ（女）の神が四つ足の動物を養い繁盛したことから、牛馬の健康繁盛の神イチムルパームイ加那志を祀るとされている。（牧野清 1990）
- 14 琉球王府の収入を確保するため、もしくは移住禁止のためとも言われているが、1637年から1903年までの間に宮古、八重山地域の住民すべてに年齢別に課せられ、地域差別的な性格を持った税制。竹富島では一般的に人頭税として納められた米の収穫が少なかったため、代わりに八重山上布などの織物が納められた。
- 15 竹富町歴史的景観形成地区保存条例によって竹富島内には開発規制がかけられているが、その中で「竹富島リゾート地域開発」「竹富リゾート」などのリゾートが計画、開発されている。また伝建事業が行われているが、建材の確保や扱い方、近代技術との関係など様々な社会システムに関する問題が起こっているため、必ずしも保存物件の修理は成功していない。（竹富町教育委員会 1994）（竹富町教育委員会 2000）